

工事請負代金の代理受領に関する運用基準

越前市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第42条第1項「乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。」については、当分の間、下記のとおり運用するものとする。ただし、代理受領においては、債権者はあくまでも委任者たる請負者であり、受任者たる第三者は、請負代金の受領を請負者に代わって行うことができるだけであり、債権そのものを譲受し、債権者となるものではない。（契約約款第5条第1項により「地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡」以外は、債権譲渡を認めていない。）

代理受領を承諾した後、請負者が債権を他の第三者に譲渡したり、担保に入れたりすることを認めていないので、支払をめぐって紛争を生じるおそれがないよう、承諾に当たっては、特に留意するものとする。

記

1 代理受領の対象金額

代理受領は、完成払（部分引渡しに係る請負代金の支払を含む。）又は、中間部分払についてのみ行なうものであり、前払については、適用しない。（代理受領の対象金額は、委任者が請求権を有する範囲内の額とする。）

2 代理受領者の資格

代理受領者は、越前市指定金融機関又は越前市収納代理金融機関に限る。

3 代理受領の承諾手続き

(1) 請負者は、市発注の工事請負代金の受領について第三者に委任するときは、様式第1号の請負代金等代理受領申請書2通に記名押印し、受任者に請負代金等の受領権限を委任することを証する書面（別記様式第1号別紙 以下「委任状」という。）の原本を1通添えて発注者に提出しなければならない。

(2) 発注者は、提出書類を確認の上、委任者の履行能力に疑義が生じ混乱を招く恐れがある等代理受領の承諾に不適當な事由がある場合以外は、速やかに代理受領を承諾するものとし、請負代金等承諾申請書1通に記名押印し、委任者に交付するものとする。

（代理受領を承諾しない場合は、請負代金等代理受領不承諾通知書（別記様式第2号）により通知し、(1)の申請書類をすべて返却するものとする。）

4 代理受領の解除

- (1) 委任者は、代理受領を解除したいときは、請負代金等代理受領承諾取消申出書（別記様式第3号）に、発注者が交付した請負代金等代理受領承諾申請書の原本及び受任者の委任の解除を同意する書面（様式自由）を添えて、発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の規定による申出を受けたときは、3の申請書類をすべて返却するものとする。

5 代理受領額の変更

委任者は、代理受領額を変更しようとするときは、4の規定により承諾申請を取り消し、3の規定により代理受領を再申請しなければならない。この場合において、4の(1)の受任者の委任の解除を同意する書面及び3の委任状は、受任者の代理受領額の変更を同意する書面（様式自由）をもって代える。

6 工事請負契約等の変更及び解除

- (1) 工事請負契約等が変更され、請負代金等の額に減額が生じた場合で、代理受領額が委任者が請求権を有する請負代金等の額を超えるときは、5の規定を準用する。
- (2) 工事請負契約等が解除された場合の取扱については、別に定める。

7 請負代金等の請求

委任者は、請負代金等の請求に当たっては、約款第42条第2項の規定により、請求書に受任者が委任者の代理人である旨並びに請負者及び受任者の代理受領額を明記しなければならない。

附 則

この運用は、平成21年2月16日から施行する。